

第14回 国立市介護保険運営協議会

平成26年5月16日（金）

【林会長】

定刻となりましたので、第14回国立市介護保険運営協議会を始めたいと思います。

まず前回、第13回の運協の議事録についてですが、何かお気づきの点ございませんでしょうか。特にないようでしたらそのまま承認ということによろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

【林会長】

ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。

それでは、次に事務局の紹介で前回の運協で4月の人事異動について事務局から連絡をしてもらいましたが、欠員補充の済んだ5月の人事異動後に改めて事務局の陣容について連絡してもらいます。

それでは、事務局お願いします。

【事務局】

それでは、今日配付されました資料ナンバー68をごらんください。平成26年度高齢者支援課事務担当者名簿ということで、5月1日付で異動がありましたのでここで文書として入れさせていただいています。かわったところが、地域包括支援センターの一番下、中野幹子が介護予防の保健師ということで異動してまいりました。前任の増田保健師は保健センターに異動となりました。5月1日付は、その1名の異動となっております。

一応、皆様、どんな仕事を高齢者支援課がやっているかという事務分掌というのをなかなかお見せする機会がないので、それぞれ介護保険係、高齢者支援係、地域包括支援センターの事務分掌等をこちらで確認いただければと思います。

以上でございます。

【林会長】

ありがとうございます。何か質問はございませんか。

それでは、次に進みたいと思います。次に検討部会の報告です。5月7日の水曜日に検討部会が行われました。前回の運協までに出された一般施策についての疑問点に対して事務局より資料を提示してもらい、国が提唱する新たな総合事業の整備に必要な方向性を検討いたしました。

その検討内容につきまして、副会長の新田委員から報告させていただきます。

【新田副会長】

資料が69です。そして今回検討部会に提出されました62というのを見ながら説明させていただきます。

今回の検討部会も前回に引き続きまして、もう少し高齢者サービス等についてなかなか足りないところがありましたので、それを見直すということも含めて行ったわけですが、この62の資料で見られますように、この高齢者サービスの開始理由・経過等が今回の1つの課題でございまして、例えば62の資料で高齢者入浴支給事業は昭和63年です。寝具乾燥消毒事業、平成12年。平成12年というのは介護保険開始のときだと思ってください。そして、その12年の開始後の外出支援サービスは平成14年です。開始後2年目。そして、その次のふれあい牛乳支給事業というのは昭和55年からでございます。あと、ここにあるのは借り上げ住宅等、住宅政策、平成元年という話で、も

う一つは高齢者緊急通報システムが、昭和63年からでございます。あと認知症徘徊高齢者が介護保険開始時。自立支援住宅給付事業、これも介護保険に合わせて行われています。あと日常生活用具給付事業もそのとおりでございます。この次の老人福祉電話、昭和49年でございます。デイホーム事業ですね、ごらんのとおり。中身については後から確認しますが、シルバー学習講座利用助成事業が平成2年。それから保養施設利用助成事業が平成元年。高齢者入院見舞金ですね、これが昭和62年。老人性白内障特殊眼鏡等購入の支給、平成5年。これちなみに包括で、都の包括事業の1つでございます。住宅費助成事業は平成2年。介護予防デイサービス事業、平成元年。介護予防ショートステイ、平成5年。おむつ給付事業は昭和63年ということで、こうやって見ると時代とともにそのときに何が考えられたかというのは、ある意味でわかりやすくなっております。

そして、その支給の制定経過というものがあります。その制定経過と、これここで一々話すと時間がかかりますので話しませんが、例えば平成12年、ここで分けるのは平成12年の前に行われた事業と、そして今回、平成12年介護保険が開始後に行われたものの検討が重要かというふうに認識しております。

それで介護保険事業後に行われたのは、介護保険では賄えない、前は特定高齢者と言われた、いわゆる老健法の健診にて介護特定高齢者と区別する、そこに認定するわけですが、その対象者に対して行われた事業です。

そして、それ以前の話です。以前の話をも今回、総合支援事業の中でどのように組み入れるのか、あるいは廃止するのかがやはり重要な課題だろうということで検討させていただきました。

その要点のまとめが資料69のまとめでございます。まず第1、1番目です。高齢者サービス開始理由・経過等についての意見で、介護保険制度以前に開始された施策が多く、施策が開始された当初の意味合いが失われているものもあるということでございます。そして、ある意味で完全に見直して、文章を変えて、目的に合った、合目的的ですね、にすべきであると。

やはり、市としてかつて前に行われた、このまま市民の皆様と同じ目的だと言われるのは、やはりこれはまずいよと。新しく必要なものであれば新しくしっかりと文章をつくって新しい事業に転化するということでございます。

例えばふれあい牛乳支給事業、55年があります。62の資料でございますが、ひとり暮らし、高齢者の孤立感の解消、栄養補給の助長も含めて高齢者の地域融合を図ることにより、生きがいや希望を日常生活に見出すための事業として制定したと。その次に毎日牛乳等を配達する（ただし、要綱上は「毎日」となっているが週3回、（月水金または火木土）に2本牛乳等を配達するものである。）と。配達時に声をかけ、安否を気遣う。その後、やはりこういった考えというのは、平成10年「国立市ふれあい牛乳支給事業」に改正して実施する。週3回に1本牛乳等を配達すると。実態として、配達時に声をかけることはまれであり、牛乳瓶等が放置されていないかどうかを安否確認の基準としていたので実態に即した改正を行う。この時点でもう既に実態とはかけ離れている。ただ、検討部会の委員から1人でしたか2人、たまたま声をかけてもいなくて救急隊ですか、お世話になった人がいると。そのような報告も受けております。

ただし、この介護保険運協に食事配達の問題もきちんと言われたように、やはりこのままで事業を継続するのはまずいだろう。新しい事業として組みかえていく必要があるんだろうということでもあります。

2番です。平成25年緊急通報システム安否確認の内訳についての意見ということで、

一次予防システム、これが安否事業と緊急通報システムですね。これはこれで行ったと、これはこれで広く案の中に反映されていて、あとでこれの結果も出てたんでしたっけ。ですね。

【事務局】

はい。

【新田副会長】

はい、わかりました。そのことに対して、資料の63になります。平成25年度緊急通報システム安否確認内訳ということで、これがかなり結構利用されていて、人数、総数名5,016名です。その中で正報総数って何のことでしたっけ。

【事務局】

正報総数は、緊急通報システムの緊急ボタンを押したことによる通報及びペンダントを押したことによる通報を指しております。

【新田副会長】

5,016のそれ以外は、ボタンは押していないということですかね。どういう意味ですかね、そうすると。正報総数が5,016じゃないんですか。

【事務局】

横の人数はその月に登録してある人数でして、下の合計ですが……。

【新田副会長】

わかりました。

【事務局】

はい。

【新田副会長】

了解です。人数があるんですが407名登録、これ5,016登録メンバーです、総登録メンバー。月々に平均すると大体407、402にとかそういう数字で、この中で、例えば4月であれば1人が通報したということですね。

【事務局】

はい。

【新田副会長】

わかりました。その1人は4月の場合救急車搬送されておりますと。5月になると4名、そして緊急搬送が2名、以外搬送、以外搬送ってどういう解釈でしたっけ。

【事務局】

救急車や、例えばタクシーで。

【新田副会長】

あ、そうだ、はい。これ言葉がわかりづらいね。以外って何なんだろうね。出すときには、これまた変えましょうね。わかりやすい言葉にしたほうがいいですね。

【事務局】

はい。

【新田副会長】

という数字でございます。そして、例えば8月あたりになると正報総数12名で緊急搬送は9名、搬送なしが1名、介護介助というのが2名です。これ、例えばどういう人が皆さんに説明してくれますか。介護介助というのは。

【事務局】

例えば、ベッドから落ちてしまって、自分ひとりで動けないのでどなたかに介助に来てもらえればそれで問題ないという。

【新田副会長】

はい、ありがとうございます。結局、救急車呼ばないで介護だけで十分だったという人です。そして9月にもそのような方がいます。もちろん搬送なしも1人ですね。ある意味でこれが緊急通報システムとしてこのように機能していると。機能しているだろうというふうに想定します。

そこで新しい発想、いわゆるこの資料のまとめに入りますが、安否確認内訳についての意見で、例えば国立として一次予防システムと二次予防システム、24時間型介護がこれから地域包括の中で必要だろうという概念を持つべきじゃないかと。例えば、緊急通報すれば全てが救急車というのはあり得ないし、高齢者に対してそれはないだろうと。ということは、一次システムとして特に24時間型の介護があって、二次予防システムを訪問看護ステーション等がですね、さらに必要であれば救急搬送というそのようなシステムをこれから考える必要があるかという提案を出しております。

3番目のNPOの聞き取り状況についての意見でございます。これは資料64からでございます。例えば、何ゆえにNPOの聞き取り状況についての議論を行ったかということで、①でございます。新しい総合事業に必要な事業をつくるということでございます。総合支援事業がおととい国会で通りましたが、例えば、そこに対して新しく、NPOボランティアもかなり批判はされておりますが通ったわけで、私は、貴重なヘルパーさん、重要なメンバーなので、そこをもっと重要なところに投入して、これはこれでNPOですけれども、需要体制、供給体制があるかという、そういうことを調べたものであります。

それで、例えば新しい総合事業は、いわゆる総合支援事業の国の話でございますが、その皆さんに思い出していただくのは、今までの通所型、訪問型の新しい総合支援事業の通所、訪問型という2つの紋切り型のものがありましたが、それだけではなくて、何となく通所、訪問型という上から目線のような、お世話するような話ではなくて、生涯学習型とか社会参加型の概念を取り入れたらどうだろうかねと。そこで10ページ以降、NPO等がどこまで可能かどうかということを検討するという話になっております。そしてそれをどこが、例えばNPO、例えばでございますが、何年度（29年度リミット）に実施する事業計画を立てると。そのためには、実態としても予防事業対象者、これはもう明確に数字が決まっています、あと、要支援1も決まっております。その方たちが新しい総合支援事業に対してどのようなことで参加していただく、先ほどの社会参加型、学習型とかそうですが、していただくかということでございます。それがこの64からの資料でございます。聞き取りを行う、これは誰か簡単に説明できますか。

【事務局】

資料の64なんですけど、新しい総合事業を考えるときに、まず今、実際やっているNPOでだとかボランティアの方々の取り組みをということで、こちらのほうにあります、それぞれ聞き取りをさせていただいた内容があります。

最初のところがJ I S S E N健康・スポーツ栄養インストラクターということで、介護予防事業教室みたいな、そういったところで運動だとか栄養のプログラムを大学のほうで実践しますよと。日野の取り組みがあったのでそれを紹介していただいたところがあります。

64の資料をめくっていただきまして、2ページ目は国立市の観光まちづくり協会というところでやっている活動についての聞き取りをしました。こちらはイベント事業、ウォーキングだとか、ひまわりプロジェクトということで小学生、中学生と一緒にひまわりを植えてというような活動をしている。こういうところに高齢者も介護予防として

参加できないかというお話ですとかをいただいております。どちらかというイベント事業をやっているところでした。

3 ページ目がカサムシカさん。こちらは実際カフェ事業をされているところでありまして、中のところでやっておりますが、カフェに自由操業ということで月から土曜日にやっております。

あとそのほかにも、その場所、サロンを貸し出ししていろいろ音楽の教室ですとか編み物教室とか、あとマージャンとかもやっているような、そういった教室をされているということと、あとリサイクルバザーの事業をやっていたり、あと、ほっとサービス事業ということで、会員同士の困り事を支援ということでごみ出しとか、それこそ電球の取り換えとかということ、これから少し軌道に乗せていきたいということで、まだ実践のほうは1件ぐらいしかないという話をされておりました。

4 ページ目に行きますと、こちらは、くにたちすつてきさん。こちらはNPOのということで聞き取りに行かせていただいたんですが、こちらの事業者さんは、介護保険の訪問介護サービスもやっておられますし、自立援助サービスですとか障害者の方の支援もしているというところで、実際の今の活動についてのこういった方をケアしているだとか、なかなか朝、夕の要望があってもサービス提供に限界があるということで、今の実働人数ではというお話等もお聞きしました。もっと地域にも貢献していきたいというコメントもいただいております。

最後の5ページ、6 ページ目なんですが、こちらが、くにたち富士見台人間環境ステーション、KFというところで、一橋大学の学生さんが活動しておられます。ここの活動が、もうかなり10年前ぐらいからやっていて、ただ取り組みとしては、いろいろと参考になるようなお話もありまして、まず「ここたのナイト」というその場所に自由に行って、自由というか月1回来て、自分の話をしたりとかということで集まれる場づくりですとかをやっていたり、「うたごえ喫茶」も今やっていて、かなり毎回四、五十の方が来ておられるとかという教室をやっていたりとか、あと商店街と共同でイベント等もやっていたりします。そういうところですよ。

6 ページ目のところで、実際に学生さんのほうが生活支援のところを10年前ぐらいにやっています、買い物サポーター、ごみ出し、電球かえというのを団地の方々に声かけをしてやられたんですが、1年ぐらいで終わってしまったと。1回300円を取る形でやったんですけれども、実際の声としては、買い物というところでは富士見台第一団地だったので、あそこは比較的スーパーだとかいろいろなお店があるので、あまり利用がなかったということもありますし、あとごみ出しについては依頼は少なかったんですが、学生さんなので同じ時間に継続してやっていくというのがなかなか引き継ぎも難しかったという声ですとか、電球かえの依頼は、訪問すると電球かえ以外にもいろいろとお願いをされてしまったということがあって、実際には要望も少なかったというのが、富士見台第一団地が10年前ですと、皆さん、今の年齢より10年若い年齢で住まっていたということなので要望も少なかったのかなというような、今の10年後、今ですね、また要望があるのではないかということで、ニーズ調査等もしたほうがいいのかなんていう話は一緒にさせていただきました。

ということで、簡単にですけれども聞き取りをした状況を報告させていただいたところですよ。

【新田副会長】

ありがとうございます。まだまだおそらくNPO等の組織はかなりあると思いますが、今のところこのような聞き取り調査をした上でどうするのかという、もちろんこれはN

POというのはある意味雑駁な組織で、それが先ほどの介護予防対象者要支援1の要請、これは馬場さん、おおよそ何名でしたっけ。

【事務局】

認定がついている方でおおよそ800名ほど。実際にサービス利用をされている方はその半分程度。

【新田副会長】

400と。介護予防対象者を入れるとかなりの対象人数になりますね。要介護認定、全部で高齢者があれですか、2,000名近くなるわけですよ。

【事務局】

はい、そうです。

【新田副会長】

はい。これ明確な数字は、また出していただきますが、そのメンバーをきちんと先ほどの3番の1の生涯学習型、社会参加型、あるいは従来の少し延長線上に地域訪問型に分ける、中に入っていていただく組織として、やはりまだ全然足りません。その意味で、今度はその組織と同時に小学校区あるいは中学校区レベル、これそのものが地域包括のメインテーマでございますから、国立を埋める作業です。そこまで使った地区に、そこにどんなコーディネーターをする人がいて、どこをどうしなきゃいけないかって、そういう地域づくりが1つずつつくれなきゃいけないという大きな課題が我々に課せられていると思っていただければと思います。

そして、それは単にサービスをするだけではなくて、もう一つは若い人たち、若い人たちって何歳までいうのか別として、やはり生きがい就労という就労を含めて、いわゆる有償ボランティアを含めて、その場の就労づくりも別の枠組みでつくりながらということの意見もありました。

4番目に入りますが、食事サービス事業に関するアンケートということで出ておりますが、これは食事サービス、今配達支援が行われておりますが、そのモニタリングですよ。それがまだこれからのことですが、今そのアンケートが出されております。これについてもアンケートにご意見いただければという感じであります。

そして、もう一つは、そのアンケートするのに、ただアンケートじゃなくてどうなっているのかと。皆さんもご記憶だと思いますが、やはり食事配達の方を地域包括、モニタリングをしていくということも少しあのおとき議論されたと思いますが、そのことも含めてアンケートの中に入れ込んでいったらどうかという話になっております。

5番の介護に関するアンケートということは何かということですね、これは対象者が要支援1でしたっけ。

【事務局】

はい。

【新田副会長】

現在要支援1でいろいろな、例えば在宅の支援を受けたり、通所に通ったり、そういう方たちがいらっしゃるわけでございます。その方たちが今後、総合支援事業に移行するわけで、今まではサービス事業者、どういう体制をつくるかということでございましたが、もう一つは、利用者側から市民側から見た目線でどのようなものを皆様が考えているかと。両方をですね、双方で分析をして次の方策に持っていくという意味で、介護に関するアンケートということでございます。

以上です。

【林会長】

ありがとうございました。検討部会の報告をしていただきましたが、今の報告につきまして、何か、ご意見、ご質問ありますでしょうか。

最後の介護に関するアンケートについては、本日の議題の4番目で検討いたします。いかがでしょうか。宮本委員。

【宮本委員】

1つ気がついた、特養のほうに見学に行つて気がついたんですが、月一、二回、特養だけではなくて、高齢者のために理容ですね。床屋さんが定期的に来ていると思うんですが、これは在宅では、理容店に行けない人に対して訪問していただいてやってもらえるようなサービス事業はお考えなんでしょうか。

できたらカットだけでも、在宅でやはり、ふだん自分から行けない人がいると思いますので、そういう事業があったらなと思いつきました。

【林会長】

ありがとうございます。これは事務局、どうなっている……。あ、じゃあ新田委員。

【新田副会長】

10年前から、私の在宅患者は、個別に理容を何カ所かお願い、在宅可能な利用者をつくりましてやっていることはやっています。

ただ、あれは洗面器とうまいことやらないとなかなかいろいろなあれがありますので、少しテクニックが必要で、皆さんにヘルパー免許を取っていただいてやっているという、そういう状況はあります。それを市の政策にするかどうかはまた別の話でございますが、現実には10年前からやっています。

【宮本委員】

それをもっと広くですね、そういうサービスもあるよということで、市のほうで……。

【林会長】

事務局のほうで何かありますか。

【事務局】

市での施策ではないんですが、民間で2カ所程度ですかね、この辺だと、あって、そちらを紹介しているのが現状なので、さらにそういったサービスもありますということ、候補を広げるといふふうになるのかなと、今のところは思っています。

【林会長】

川田委員。

【川田（キ）委員】

今、宮本委員から、その訪問理容とか、訪問カットということなんですが、一定の、さらに手広くではないんですけども、ご利用者で希望のある方はやっているところもあって、例えばコスモスのほうでも、そういう美容師でヘルパーの免許を取った人が行っているという形はとっていますけれども、それはヘルプとしてではないんですが、きちんと資格を持った人が行っているという実態はあります。

ほかの美容師さんでもそういう訪問をやっている方もいると思うんですが、市の施策になるかどうかは、ちょっとまた別の問題ですけど。

【林会長】

ありがとうございます。ほかの点で、何かございますでしょうか。川田委員、どうぞ。

【川田（キ）委員】

すいません、ちょっとおくれて来て申しわけありません。

この25年度の緊急通報システム安否確認内訳のところで、対応あり発報数というのは、どういう……対応。ここの後ろのほうにちょっと理由がわからなかった。対応あり

発報数というのは、事務局のほうから何か。

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

はい。応対あり発報数ですが、こちらはお伺い電話にご本人が出た数を指しております。ですので、月の横の人数より少なくなってしまうんですけども、例えば入院ですとか、短期の老健に入っている方ですと出られない場合がございますので、ちょっと人数が少なくなっているという現状はございます。

【川田（キ）委員】

月1回は、安否確認の電話をかけるということなんですね。

【事務局】

そうです、はい。

【川田（キ）委員】

そういう意味ですね。

【林会長】

ほかにいかがでしょうか。では、次に進んでよろしいでしょうか。

では、次の議題は、第6期事業計画についての国の動向であります。私たち運協では言うまでもないことなんですが、介護保険事業計画の策定評価に関する調査、審議が焦点のひとつであります。として、これまでも事業計画にまつわる制度改正について事務局より情報提供を受けてきました。

今回は、今回把握されている最新の情報を事務局から説明してもらいます。それでは事務局、お願いします。

【事務局】

はい。それでは、資料ナンバーの67をごらんください。こちらは、先日東京都から事業計画策定についての説明会があった際の資料からの抜粋でございます。基本的には、事業計画の策定に当たっての大まかな考え方を示すような資料とお考えいただければと思います。法的な根拠であるとかそういった説明資料もある中で、今回一番わかりやすい資料としましては、資料ナンバー67の2ページ目の下段にございます、第6期計画のポイント（市町村）という、こちらの資料が一番わかりやすいですね。今後、介護保険運協で諮っていただくような内容についてまとめたものになります。

これのほかの、例えば3ページの上段にあります都道府県といいますのは、市町村の事業計画に基づいて都道府県がまとめていくような内容ということになっておるんですが、こちらの2ページ目の下段の部分が、市町村の事業計画策定に当たってのポイントということになります。

まず①として2025年のサービス水準等の推計というのがございます。これは、以前にも一度こちらの運協の全体会の中で説明させていただいたことがございますけれども、2025年といいますのは、いわゆる団塊の世代の方が後期高齢者になっていく年でございます。その時点でのサービス水準というのがどれぐらいのものになるかを、第6期事業計画の中で推定値を出していくということが国から提示されている事業計画のポイントが、まず第1点目ということになります。

これは現状では、それだけ先のことがどれだけ水準が上がるかというのはわからないのではないかとといったようなご意見も前回いただいておりますけれども、現状のままですとどうなるのかという形で出していくのではないかと、今のところ考えられています。

ただし、この第6期計画のポイントとありますのは、タイトルのすぐ右側の下のところに小さく注意書きがあるんですけども、今後の法案審議の動向により変わる場合があるというふうにございますので、現在の時点でも、まだこれから先変わっていく可能性はあるということをご留意いただければと思います。

次に、②番として、在宅サービス・施設サービスの方向性の提示とございます。第6期事業計画では「地域包括ケア計画」という位置づけということになっておりまして、地域包括ケアシステム自体を確立すべく取り組んでいく、第5期事業計画からの流れの中でどのように在宅サービス、施設サービスを組み合わせていくかということが議論されていくことになるんですが、これを在宅サービス、施設サービスをそれぞれの地域で今後どのような方向性で充実させていくか、地域の特徴を踏まえて中長期的な視点を持って、各保険者として方向性を提示するという、方向性の提示ということが示されています。ですので、国立市としてはどのように在宅サービスを整備し、どのように施設サービスを整備し、全体としてはどういうふうに地域包括ケアシステムを構築していくのかということ、国立市としての方向性というのを考えていくということになります。

ここの後半に書いてあるんですけども、その際には75歳以上、つまり後期高齢者の人数であるとか、それから認知症高齢者など医療と介護の両方を必要とする人の増加に対応し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス及び小規模多機能などの普及が重要ということが追記されております。

そして③番として、生活支援サービスの整備というのがございます。これがここ何回かの運協で皆様方にいろいろご意見を頂戴している、いわゆる一般施策と言われたり、高齢者支援施策と言われたりしている事業についての整備ということで載っています。日常生活上の支援が必要な高齢者が地域で安心して在宅生活を継続できるよう、ボランティア、NPO、協同組合等の多様な主体による多様な生活支援サービスを充実強化するための取り組みを記載する。

平成29年4月までに新しい総合事業を開始し、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を第6期中に事業へ移行することを踏まえ、コーディネーターの配置などにより、地域づくりを積極的・計画的に進めることを期待とありますけれども、これは、先ほど検討部会でも検討していただいておりますし、前回までの全体会の中でもいろいろご意見を頂戴している予防訪問介護、予防通所介護のサービス提供のあり方を見直して、地域支援事業の中に位置づけられる新しい総合事業に移行していくということでございます。それに当たって、どのようなサービスが必要であるのか。どのようなサービスであれば提供が可能であるのか。それを提供可能にするためにはどのような受け皿を整備していかなければいけないのかというところが、これから皆様に議論をしていただいて、ご意見を頂戴して、我々も取り組んでいくところになってまいります。

そして④、医療・介護連携・認知症施策の推進。新たに地域支援事業に位置づけられる医療・介護連携の機能、認知症への早期対応などについて必要な体制の整備など、各市町村の第6期における取り組み方針と施策を示す。第6期期間中に取り組み可能な市町村から順次具体的に実施とあります。医療・介護の連携、これにつきましては国立市、現在も取り組んでいるところのございます。認知症施策、これについても今、取り組んでいるもの。そのほかにも認知症の初期対応チーム等の確立とかもございますので、そういった医療的な支援策との連携というのをどのような形で実現していくのか。そして今、行っている事業をどのように介護の事業等々と、あるいは一般の生活支援サービス等々と組み合わせていくのかといったことを推進していくことが、事業計画のポイントとして今、上げられております。

そして⑤として住まいとあります。高齢者の日常生活の支援や保健・医療・介護などサービス提供の前提となる住まいに関して、今後どのような方向性で充実させていくか、保険者として方向性を提示する。その際、市町村及び都道府県の住宅関係の計画担当部局、介護保険部局との連携を図るとございます。こちらについては、まだまだ住宅関係の部局との連携というのもまだ取り組んでいるというところまでいってございませぬけれども、そういったところで住宅関係の、例えば東京都であれば都市整備局でございませぬし、国立市にも都市計画等の担当部局がございませぬので、そういったところとの情報交換や連携を進めていくというところも事業計画に盛り込んでいくポイントとして国のほうで第6期計画のポイントを上げております。

そして、この資料の3ページ目でございます、3ページ下段には、標準的な介護保険事業計画の策定スケジュールというのがございませぬ。これは市区町村、都道府県、国と3つの分野に分かれているんですけども、我々の介護保険の事業計画は市区町村の計画策定ということになりますので、これらの左端にあります市区町村の標準的なスケジュールというのようになってございませぬし、今、私どものところは26年度のところに入っていくというところで、ニーズの分析等を標準的なスケジュールであれば取り組んでいくところもあります。

これに基づきまして、後ほどまた説明させていただきますけれども、アンケート等についてもまた考えていきたいと感じております。そのほかの部分、4ページ、5ページ以降は、事業の枠組みの大まかな説明であったり、あるいは全国規模レベルでの統計、第5期での保険料基準額であるとか、あるいは2025年までの高齢化の状況であるとかいったようなものが示されております。

最後の6ページにございませぬのは、これは国のほうで用意しているコンピューターシステムによる分析例という、あくまでも参考程度ですけども、こういったものもあるので自治体によっては取り組んでほしいといったことで資料がつくられてございませぬけれども、介護保険運協の中で直接に取り組むところではございませぬので、参考までにごらんいただければと思っております。

以上でございます。

【林会長】

ありがとうございます。それでは、ただいまご説明いただいた資料ナンバー67につきまして、ご質問はございませぬでしょうか。2ページの下段が最も重要だと思っております。いかがでしょうか。

では、ちょっと私から。3ページのスケジュールですけども、矢印が上から下への矢印と、それから国から都道府県を経て市区町村へという矢印と両方ありますが、これを見ると、国からいろいろな指示とか情報提供があつて国立市までやってくるということのようですが、これは大体このスケジュールどおりに来ているんですか。国からの指示というのは。例えば26年度だと、確定版ワークシート、ワークシートというのは私はよくわからないんですが、そういう情報提供とか、こういったものは来ているんでしょうか。

【事務局】

ワークシート、これは介護サービスの必要な量を試算して、どれぐらいの保険料水準になるのかということを経営するソフトウェアのことなんですけども、現状、暫定版しかまだ市町村には提示されてございませぬ。先日、第1回目の暫定版のワークシートが配付されたんですが、ちょっとソフトウェアに不具合があるということで、まだまともに動いていないという状態でございます。

【林会長】

はい、わかりました。ほかにいかがでしょうか。

では、もう1つ私から。2ページの③生活支援サービスの整備の一番下の行に、コーディネーターの配置とありますが、このコーディネーターは介護保険であったらばケアマネジャーに当たるような、そういう役割でしょうか。ここのコーディネーターは何なのかというのを教えていただければと思うんですが。

【新田副会長】

いいですか。

【林会長】

では、新田委員。

【新田副会長】

東京都で今、コーディネーター養成事業を2つやっています。そこに当ててくるのかどうかはわからないけれども、認知症コーディネーターと、もう一つ、例えば豊島区でもコーディネーター事業をやっていて、それを一緒にして何とかコーディネーターを呼ぶとか、今、明確なものがないと思います、これは。

【山路委員】

ちょっといいですか。

【林会長】

山路委員。

【山路委員】

これはだから、国が具体的にこれからいろいろガイドラインを示してくる話なんだろうが、多分という話でしかないわけですが、国が今から、もう6年前になるんですが、地域の「新たな支え合い」を求めてということで、地域福祉の見直しと中身づくりを、おそらく今回の地域包括ケアを想定して報告書をまとめたことがあったんです。その最終的な結論が、地域福祉コーディネーターの設置ということを提言しているんです。

今回の1つの大きな柱は、今まで繰り返し出てきましたように、日常生活総合支援事業を地域支援計画の中で市町村が独自に、訪問介護と通所介護が廃止、移行するのを受けて、新たな仕切り直してサービス体系をつくるという話になっていますね。そのサービス体系の中に、従来にはない枠組み、例えばNPO、ボランティア、住民活動を活用して、例えば今までの介護保険のサービスにはなかったような生活支援事業、今までは制度の谷間にあるニーズとか何か、そういう言い方をしていたんですが、例えばごみ出しとか電球のつけかえとか、細々した話までを含めて、この際一挙に、一挙にとまでは行かないにしても、従来の介護保険でできなかったようなサービスも含めて、しかもそれは、従来型の介護事業所に従来の介護報酬でやらせるのは無理だから、それぞれ報酬設定を市町村独自にして、しかも住民活動団体を組み込んで新たなサービスを提供するというのが今回の柱になっているわけですが、それをコーディネートする役割だろうと思うんです。話の中身は。

ですからそういう、例えば市町村にきちんと明確に位置づけて配属するのか、あるいは、今までは地域包括、国立は直営1カ所だけですけれども、ほかの市町村はいろいろな委託をしているわけですが、そここのところでこういうコーディネーターを1人置くような報酬設定にして、スタッフを置くのか。

新田先生の言われている東京都のコーディネーター養成はここまでいかないと思うんです。これはだけど、ほんとうに、今の段階では非常にファジーなんだけど、やらなくちゃいけません。行政が直にできるのかという問題もありますから、どういう中身が出

てくるのか私も注目しているところですけども、方向性としては、多分そういう意味でのコーディネーターだろうと思うんです。

【林会長】

ありがとうございます。ほかに何かございませんでしょうか。

事務局、お願いします。

【事務局】

今の介護保険改正の法案なんですけれども、厚生労働委員会が先日開催されまして、そこで新田先生が参考人ということでお話しされたので、ちょっとその動向をもうちょっといただければと思うんですが。

【新田副会長】

突然回ってきまして。参考人陳述に行きまして、5名の参考人がいまして、1人は山崎さんという、介護保険部会長をやっていた方でございます。それで私と、そして医療のほうからもう1人、病院協会の介護の先生が出ていました。あと、ヘルパーさんの代表と、服部万里子さんかな、という中で何が行われたかという、要支援1、2切りという議論が野党側からいっぱい出されました。要支援1、2切りではなくてという今の枠組みであったわけですけども、もう一つは、ヘルパーさんを要支援1、2から外すということに対していかがなものかという、そのような議論が、野党側の推薦で出てきた人がそこで陳述をしました。

それに対して、それはいろいろ議論があるんですが、一つは、ここでいつも議論をしていますように、次の問題は、やはり今、800万と言われる認知症の問題ですということ、認知症の問題は、皆さんご存じのように、MCIのレベルから、それは要支援1、2でございますが、いるわけで、この方たちを含めて介護保険の枠内できちんとケアしていくのはもう困難だと。ご存じのように、従来、介護保険は要支援1、2はもう週に1回ぐらいなんです。サービス、ヘルパーさんが入るということで、あるいはデイですか、そういう介護ということでやってきた。そのことは、これだけの認知症を抱えてもう難しいだろうという中で、新しく地域の見守り体制が必要で、それが意味で総合支援事業と。雑駁に言うと、いろいろ議論ももちろんあるとは思いますが、そんなようなことを議論する。

そしてもう一つは、もちろん大切な介護者、介護のヘルパーさんでございますから、その人たちに対しての費用の問題ですね、お金の問題、これもきちんと話されて、これはちゃんとつけましようという話があって、ただし、あれは十何法案の一括審議なんです。すごいんです。そういうことで、1つずつを賛成反対するんじゃなく、一括の賛成反対なのでわーっと決まったという、すごい議論でございますが、その中に全てを盛り込んだ法案でございます。それでその中に介護士、ヘルパーさんも含めて費用の問題を、どこからどのようにお金を出すのかということも中に含まれていたというふうに、私はそのところがあまり、熟読してませんけれども、今ここで話すにはまだ足りないと思いますが、そのようなことも言ってたかのように思われていたというふうには思います。

いずれにせよ、我々が今まで議論をしてきた地域包括をいかにつくるかということで、やはり各市町村が恐れております。ほんとうにできるのかということで、全国もう大変な広さで、いろいろ、資源も含めてないところがあって、その中でつくり上げる方法は大変困難さを伴うだけけれども、この法律が通って、それからそのもとに走るしかないだろうと思います。ちょっと雑駁な報告でございますが、突然で、申しわけありません。

【林会長】

ありがとうございました。いかがでしょうか、何か質問、ご意見は。

山路委員。

【山路委員】

どうぞ。あ、私でいいんですか。

【川田（キ）委員】

どうぞ、マイクを持っているから先に。

【山路委員】

持ちたくて持っているわけじゃないんですよ。（笑）

最後のところの、これも、後ほど両宮部長からもお話しいただきたいんですが、やっぱり市町村ができるのかという話ですね。そこら辺は、もう少しほんとうは国会の中でも議論をして、国がどこまで、国といっても厚生労働省になるんですが、きちんと、ガイドラインの出し方とか面倒の見方とか、それを受けてほんとうに、2000年のときに介護保険をやったときと今回の場合に違うのは、2000年のときの介護保険は市町村が保険者だからやらざるを得なかったんだけど、ただ、枠組みはきちっとしていたわけですから、新しい図ができて、どこまでやるのか、どこまでやらなくていいのかという、まさに法律の範囲内の話だったのが、今回の場合はフアジーな部分が含まれていて、中身づくりは市町村に委ねられる部分が非常に大きいので、そのところを、だけど、ほんとうにできるんだろうかという詰めた議論を、本来は、もう今さら言っても、これから議論をしてもなかなか難しいんですが、今の形で市町村にいくらガイドラインをつくって委ねるといっても、ほんとうにばらつきが出るんじゃないかと思うんですが、その議論が非常に不足してましたね。

【新田副会長】

両宮部長の前に一つ。私とその意見陳述で述べたのは、実は、各市町村がつくった介護保険運協の指針というのは、ほとんど業者が来てつくったものなんです。業者が来て、ずっとつくって書く、みんな、同じようなものです。その意味で国立の、わざと中身を見せました。だから全国にばらまかれたんですが、こういうような議論をして、こういうようなことがあって介護保険運協で議論をしてそうなんだと。次回に対してという、それに対しては大変評価をされて、全国でも同じように、どこかにばらまきではなくて議論をして、それぞれの町の特徴あるものをつくってくれという、そのようなところはオーソドックスな話ですが。

【事務局】

ご指名でございますから。今週ですかね、26市の高齢福祉所管の担当部長会というのがありました。今年度1回目ということだったんですけども、そこで、やはり今回の改正というのは、平成17年の改正、いわゆる18年に医療法が入った、それにほんとうに匹敵、まさる、それ以上の改正になるだろうということで、我々市町村あるいは保険者の負担は相当なものであろうということが出ています。

その中で、今出ているのが、東京都下としてばらついた対応はちょっとあまり好ましくないんじゃないのみたいな提案が実は出ています。

【山路委員】

それは東京都から出たんですか。

【事務局】

ではなくて、市町村側から出ています。要は、瑣末と言ってはいけないかもしれないですけども、何で隣で出来てうちは出来ないんだみたいな話が実際は出てくるだろうということがありました。

ただ一方では、サービスを提供されている事業者の方々からすると、事業者の方に委託をするという前提があるとすると、サービスの提供地域は、国立に事業所があれば国立、立川、国分寺というような形で大体サービスを提供されているという形になりますね。そうすると、こっちではやっけていてこっちではやっけていないみたいなどころは、事業者の方々から見ると非常に煩雑になるなみたいなどころもあろうかなとは思っています。

ちょっと具体的にあまり申し上げられない部分もあるんですけども、27年度からすぐやりたいみたいな意向を示している市も実はありまして、それは相当無理じゃないのみたいな意見も出ていたりしていますが、まだそれは、先ほどあったように、ガイドラインが示されていないということもありますので、やはりそれを見ざるを得ないだろうと。そこを見てから検討するにしても、27年度早々というのはかなり無理があるだろうと。全部、今までと同じ形で事業者の方に委託をするという、かなり乱暴と言っけていいかどうかわかりませんが、そういうやり方をすれば可能かなとは思いますが、それではやはり改正の意味合いにそぐわないかなと私は個人的に思いますので、そこはじっくり時間をかける必要があるだろうと思っけています。

この間、皆様方にご検討いただっけています高齢者一般施策も含める中で、やはり総合的に検討していただく必要があるだろうと思っけていますし、介護保険はほんとうに地方自治だ、自治事務だということがありますので、まさにそのことが我々に今度は問われていくんだらうと思っけていますので、与えられた枠組みの中で皆様方のお知恵もおかりする中でやっけていくしかないんだらうと思っけております。

以上でございます。

【林会長】

ありがとうございます。

では、川田委員。

【川田（キ）委員】

この前、国会で厚生労働委員会で通ったということで、利用者さんが直接、ほんとうに不安になっているんです。要支援で予防で週1回ないし2回から3回入っけている人がいるんですけども、ほんとうに来なくなっちゃうのと。そうしたら私はどうするんだらうと、そういう、ものすごく混乱しているというか、利用者さんにとってはほんとうに大変なことなんです。

あとは、事業所としても、今、国立市では予防が800人認定されていて、400人の方がご利用されているという形は、雑駁、さっき報告があっただんですけども、そういう方たちが地域で生活していく、安心して生活できるように、やっけてこれからの地域支援事業をほんとうに詰めてしっかりやらなくちゃいけないなというの思っけています。ほんとうに、さっきも新田先生がおっしゃった、いろいろなところを絡ませてどんどん国が進めていくということに対してはもちろん、私も危惧を感じて意見も出っけています。ガイドラインがどうなるかわからないというところがあっけて、この前、立川市との話し合いの場でも、立川市でもすごく困っけているんだらうけども、国のガイドラインが出ないのでちょっと今は何も言えませんとということだったんですけども、やっけて市民の方が困らないような施策を一緒に作っけてくれればいいかなという、私の気持ちですけども、特に思っけています。

【林会長】

ありがとうございます。

【新田副会長】

いろいろな話があるのは知っておりますけれども、改めて、要支援1、2というのは2006年のときに介護予防対象に明らかに移行したわけでございますね。ところが、やはり私は、介護予防対象の事業としては実際のところうまくいかなかったと思っています。

今の話は生活の問題で、要支援1、2の人が生活の支援をどこまで何が必要なのかということを確認していく。だから、不安云々とか情緒的な問題というよりも、その人たち、要支援1、2の人は何が必要だったら生活ができるのかということを確認することが重要というのが一つと、そしてもちろん、その人たちを放置することによって、平均年齢が81云々ですから、あっという間に要介護状態になることは事実でございます。その人たちに対する介護予防を確認にすることだろうと私は思っています。

それで、そのことが、先ほどお話ししましたように、例えば週1回の事業ではもうだめだということです、はっきり言うと。それが2006年の、私は介護保険の大失敗だと思っていまして、そうすると、先ほどの検討部会で話した、例えば小学校域で違う、例えば週1回ではなくて、いつでも皆さんが集まれて、集まることが出来る、またそこに行けば何か有意義な、あるいはまずそれが価値があるというような発想を基本的に転換する。待つてサービスを受けるのではなくて、発想を転換するということがない限りは、私はずっと続くと思います。

なぜかという、もう、これだけの超高齢社会です。その意味で、例えば高齢者が「私は不安だ」と言う。不安で当たり前ですね。ひとりで生きて、例えば老老もいるし、あれって60%ですから、その人たちが不安ではなくて、その人たちを正確に、ちゃんと、きちんとどう把握してどうするのか、そこが我々の仕事だろうなと思います。

【林会長】

はい、ありがとうございます。(1:09:13)

ほかにはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは次の議題、要支援1、2のアンケート案についてでございます。これは前回、検討部会で出していただいています。資料ナンバー66がございしますが、これを事務局から説明していただけますか。

【事務局】

前回、検討部会で資料ナンバー61のA4、1枚のアンケートというものをまずつくってみまして、それでご意見を頂戴したところなんですけれども、まず、せつかくのアンケートなので、最初の検討部会で出したような簡素なアンケートではなくて、もうちょっといろいろなことを聞いてほしいというご意見を頂戴しまして、そもそも、この段階的な見直しですね、要支援1、2の方についてのサービスの入り方が段階的に見直されていくということについて知っているのか、いらっしゃらないのかというところからスタートして、そして、今現在の介護保険サービスの利用の状況について確認すべきだということで、この資料ナンバー66では、まず問1としまして、その見直しの方向性が示されているところを、前段の文章で説明してはいるんですけれども、まず、知っていらっしゃいますか、いらっしゃらないですかというところを聞くところから始めて、問2において、介護保険サービスの利用をしていらっしゃるかどうかが。利用している方については、その次の問3で、どういったサービスを利用されているのかを、見直しが予定されている予防訪問介護を利用されている方、予防通所介護を利用されている方、それ以外の方という分け方をして、各質問に振り分けていくことをやっております。

そして、予防訪問介護を使っていられっしゃる方については、まず、問4に進んでいた

だいて、現在の予防訪問介護にかわる支援事業としてどういった事業が必要だと考えますかというところを、簡単ですけれども、選択肢を幾つか用意して質問させていただいている。

そして、予防デイサービスを使われている方は問5に進んでいただいて、どのような支援事業が必要かというのを、また選択肢をつくって見ていただいているという構成にしております。

そして、その先の問6では、介護保険サービス自体を利用されていないと回答した方に、介護保険を利用されていない理由を聞くというような形で選択肢を用意させていただきました。

そして、問7というところで、最後に介護保険以外の支援でこんな支援があれば自宅で生活する助けになると考えられるものがあったらお答えくださいということで、幾つかの生活支援と言われるようなものを選択肢として用意させていただいて、選んでもらえば、あるいは、その他の具体例として挙げていただければというところまで挙げたところ、その後、ちょっと私のほうで、金額水準として幾らぐらいまで負担できるのかというのを聞いてみたいと思ひまして、いろいろ選択肢を挙げたものそれぞれに、幾らぐらいまでなら負担していただけますかというのを全部書いてしまって、それがためにちょっと見にくくなってしまったんですが、そういった金額についての設問というのも考えさせていただきました。

最後に自由意見を書いていただく欄を作成させていただいて、最後、住所、名前を書いていただくということで、全員がきちっと住所、お名前をお答えいただけるのかどうかという問題はあるかもしれませんが、この住所、氏名を書いていただければ、地域にいてどういったサービスを望まれている方がいるのかという、高齢者の側から、支援してもらおう立場の側の人からの地域のニーズというのが少しでも推しはかれるのかなということで、こういった設問を用意させていただきましたということでございます。

何分、案という段階でちょっと見にくいところもあるかもしれませんが、皆様からこういった選択肢は考えられないのかといったご意見を頂戴できればと思います。よろしく願いいたします。

【新田委員】

月1回とか、日にちとかが……。

【事務局】

そうですね、わかりました。利用頻度について、それも入れさせていただくように配慮いたします。

【林会長】

ありがとうございました。ご意見をこの後、頂戴したいと思いますが、先ほどの川田委員のお話や新田委員のお話を聞いて、こうしたアンケートについて考えますと、要支援1、2の方の生活実態について、より正確に把握しないと、データとして、自分はこういう事業が必要じゃないかという、ちょっと曖昧なことを聞いてもデータとして使いづらいような気もしてまいりましたが、いかがでしょうか、委員の先生方。

川田委員。

【川田（キ）委員】

この問8の負担額というのは1カ月ということ？

【事務局】

そうですね、1カ月です。

【川田（キ）委員】

1カ月。ここは継続的にとしか書いてないから、そこはちょっと入れないとわからないですね。

【林会長】

関戸委員。

【関戸委員】

2枚目の問8でちょっとお聞かせいただきたいのが、上記支援策というのは全て問5、6、7でいいんですか。というのは、問7だけでは違うような気がするんですけども。というのは、その時に介護保険でやっているのではなくて、なんていうのか清掃とか、あるいはボランティアでやっているような事業とか、自己負担金ってどういう位置づけになるのかわからないですけども。

【事務局】

地域支援事業に組み込んでいく新しい総合事業である場合には、自己負担以外のお金が出るということも考えられますし、もしそれが出なかったとしても、幾らまで負担であれば、このサービスあるいは支援を受けたいと考えられるのかというところで、利用する方の、支援される側の方からの意見を伺いたいと思って、この自己負担額という表現の仕方が悪かったのかもしれませんが、ちょっと考えさせていただきました。

【事務局】

すみません、私、上記というのはここまで全部が上記というふうにかけてしまったんで、問1から問7まで全部というふうにかけてしまっていたので、そうすると、問8の表現を、問1から問7までの支援策というふうにして直して考えたいと思います。

【林会長】

川田委員。

【川田（キ）委員】

そうしたら、現在、介護保険で利用している人は、例えば今現在、掃除とか調理とかは予防支援に入るわけだから、すると1カ月幾らというのは、自己負担額が出るんでしょう。

【事務局】

はい。

【川田（キ）委員】

自己負担額を書くのか、それとも全額で、だって、ほかのこと、ごみ出し、散歩とか、話し相手というのは介護保険に入っていないから、その辺、混乱するんじゃないですか、実際利用した人は。

【事務局】

あくまで、自分が負担する金額は幾らまでだったら出せるのかというふうにか考えたので、総体としての費用がどれだけ発生するかという観点じゃなくて、私だったら、総体で幾らかかるからわからないけれども、500円までだったら出せるのかというふうな。

【新田委員】

確かに難しい。

【川田（キ）委員】

介護保険を利用している人は、1カ月単位で、1カ月の利用で払うでしょう、1,200円ぐらいね。そんな感じで払うから、それだったら、この、お掃除を1カ月で1,200円だったら払えるよという考えで言っちゃうかもしれないですよ。予防給付の自己負担額を書くかもしれないので、だからそのところ混乱するかなって。

【新田委員】

そのとおりで、だって皆さん、ごみ出して幾らか大体想像できないじゃないですか。と思うんだわ。

だから自己負担を、「私はごみ出しで100円なっていう意味？」という話だよ。

【事務局】

あ、そう考えてしまいました。

【新田委員】

だから、そこを何か欲しいんですよ。

【事務局】

そうですね、はい。またもう一度練り直して、見ていただくようにいたします。

【林会長】

再検討していただきますが、これについてご意見ありましたら、出していただきたいと思います。木藤委員。

【木藤委員】

今のこととあれなんで、少しつけ加えたいんですけども、先ほど会長のほうが言われたように、実態を把握すれば自己負担が幾らまでできるのかということもできると思うので、逆に、それを知りたいのであれば、例えば本人の収入だとかそこら辺を、これは名前がわからない形にして、お住まいは中ですか、富士見台ですか、どちらですかという形にすればできるんじゃないのかなと。今、皆さんが言われたから私も言いませんけれども、1回なのか何なのか、月なのかということも含めて、これはちょっと難しいのかなと思います。だから、どういうサービスが欲しいというニーズは構わないと思うんですけども、それに対して負担というのは、やはり、収入なり何なりを、ご本人の実態を把握することによって、人によって100円でも出すのは嫌だという人はいるかもしれないけれども、実態として負担できるのかできないのかということ把握すればいいんじゃないのかなと思います。

【林会長】

ありがとうございます。

はい、事務局。

【事務局】

できるだけ早いうちにこのアンケートをしたいと思っていますので、次回の検討部会までにはまとめたと思っています。それまで皆さん、ご意見ありましたら今月中ぐらいに事務局のほうに寄せていただきたいと思っています。よろしく願いいたします。

【林会長】

はい、ということで、意見、今聞かせていただいてもいいんですけど、検討部会、次回、いつやるか、6月何日でしたか。

【事務局】

6月9日……。

【新田委員】

6月9日だったら5月中ですね。

【林会長】

5月中ですね。ご意見を5月中にお寄せいただければありがたいですが、よろしく願いします。

【山路委員】

ちょっと1点だけ。

【林会長】

はい、山路委員。

【山路委員】

このアンケートの中で、さっき新田先生が言われた介護予防そのものの、いわゆる、今やられている筋力リハとか何とか対象とか、これはなかなか自分ではわかりにくい話ではあるんだけど、しかし、客観的には非常に大事だと。確かに2006年の介護予防は失敗したという、ただ、その総括もできていないんだけど、いずれにしても、今やっている介護予防のいろいろなメニューがあるじゃないですか。あれについて、もう少しこういうことをやってもらいたいとか、こういうことをやってもらったほうが自分には有効だとかいうのを、ちょっと1項目つけ加えてもらったほうがいいと思います。これは非常に大事なところなので。どこまで有効な答えが期待できるのかはともかく、それはぜひやってもらいたいと思います。

【林会長】

はい、中川委員。

【中川委員】

これは新田先生と同じなんですけれども、自分たちのデイケアというものをやっているんですね。今回、デイケアは、たしかこの要支援の方も、引き続きデイケアは利用できると、こういうものですね。私ども、こういう文書がうちのお客様たちに行ったときに、お客様はデイケアとデイサービスは同じという感じを持っている方が多いんです。ちょっと混乱するかなと思って、逆に言えば、うちのお客様に対する説明、法改正になる前ですけども、やっておかないと、本人のためにならないんじゃないかとね。私らのデイケア、どちらかというところドクターもいるし、パワーリハ、リハビリスタッフたちが専属してくれますので、それを国が評価しての支援のデイケアを残すと。これはちょっと、アンケート、これはもう別に大丈夫ですけども、私はちょっと心配しました、禍根を残さないように。

【新田委員】

説明を加えて入れるかどうかですね。

【中川委員】

別に、入れることはないんですけども。

【林会長】

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、事務局から何かありますか。お願いします。

【事務局】

例えば、このアンケートをやるときに、事業者連絡会というのがありますので、そういうところにちゃんと情報提供をさせていただいて、なおかつ事業者さんのほうでも、今、中川委員がおっしゃったように、デイケアに行かれていますの方々に対しては、市からこういうのが来るけれどもデイケアは従前どおりですよとか、そういうのもあわせて、事業者の方にも情報提供をして協力をお願いするというのもあわせてやる中で、少しでも混乱という部分が抑え切れればいいのかと思いますので、そういうこともやっていければと思っています。

【林会長】

ありがとうございました。ぜひそのようにお願いします。

それでは、この議題についてはよろしいでしょうか。

では、最後にその他ですが、何かございますでしょうか。事務局からはいかがですか、その他について。

【事務局】

次回の日程ということでございますけれども、6月の第3金曜日、20日を予定しておりますので、皆様の予定のほう、ぜひ合わせていただければと思います。よろしくお願いたします。

【林会長】

それでは、今日はこれで終わりにしたいと思います。どうもお疲れさまでした。

—終了—（20：27）